

Ⅱ 令和3年度における政策評価の取組

1 政策評価制度の見直し等について

(1) デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方の検討

政策評価審議会（会長：岡 素之 住友商事株式会社特別顧問。以下「審議会」という。）では、政策評価制度の導入後20年を機に、その在り方について検討を行い、令和3年3月に「政策評価審議会提言」（以下「令和3年提言」という。）を取りまとめ、これに基づき、政策評価の具体的な改善方策等について検討を進めてきた。

こうした中、令和3年11月に、デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）が発足し、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し、実行していくこととされた。同調査会では、デジタル時代に見合った政策形成・評価の在り方が論点の一つとして掲げられ、行政改革推進会議の下にワーキンググループを設けて検討を進めていくこととされ、総務省でも、これと連携して、審議会において、政策評価制度の見直しなどについて議論を進めることとなった。

審議会では、デジタル技術の発展など社会経済の急速な変化により複雑化・困難化する課題や、新型コロナウイルス感染症対策のように前例がなく予測困難な課題にもスピーディかつ的確に対応できるようにしていくためには、政策形成・評価の在り方を変えていく必要があるとし、令和3年提言を基に検討を深化させ、デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方と、それを踏まえた政策評価制度の改革の方向について検討が行われた。

具体的には、令和3年提言で示された、政策評価書を作成する作業が自己目的化し、実際に行われている政策の立案や見直し・改善のプロセスにおいて活かされるという評価本来の目的にあった位置付けが軽視される向きもあるとの問題提起を踏まえ、今後は、「評価」だけに着目するのではなく、政策の企画立案等のプロセス全体を改善し、政策の意思決定の質を高めていくことを重視することとし、

- 変化に対応し、機動的かつ柔軟に政策の見直しが行われるようにするため、政策形成・評価のプロセスの中で、以下のような取組が行われるようにしていくことが重要ではないか。
 - ① 政策の立案段階で、エビデンスに基づき質の高い政策形成が行われる（E B P Mの実践）とともに、事後の効果検証や改善等にも留意して、適切に設計が行われること。
 - ② 実施段階では、事前設計に基づき、適時的確に政策効果の把握・検証が行われ、その結果を踏まえて、柔軟に政策の改善等が行われること。
- こうした政策形成・評価のサイクルを効果的に機能させていくためには、政策評価を、「評価」という別の作業と捉えるのではなく、このような政策の企画立案等のプロセスと一体として行われる取組と位置付けるべきではないか。
- 政策の効果が適時的確に把握・検証され、柔軟に政策の見直しが行われるようにしていくため、固定的・画一的な評価プロセスは見直し、政策の特性等を踏まえた柔軟な評価を推進していくことが必要ではないか。
- 各府省の事務負担軽減や政策形成・評価の質を高める観点から、行政事業レビューやE B P M推進等の取組との一体化を含めた関係の整理・再編について検討することが必要ではないか。

などの改革の方向性について検討が行われた。

総務省は、審議会における検討の結果も踏まえながら、政策評価制度の見直し等について具体的な検討を進めていくこととしている。

(2) エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進

我が国の経済社会構造が急速に変化する中で、限られた資源を有効に活用して国民から信頼される行政を展開するためには、EBPMの推進が重要である。

このため、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定。以下「最終取りまとめ」という。）等に基づき、EBPMの推進体制を構築し、政府全体で取組を進めている。

総務省行政評価局では、政策形成・評価のプロセスにおけるEBPMの実践を進めていくため、令和3年度において、以下の取組を実施した。

ア 実証的共同研究

最終取りまとめにおいて、EBPMのリーディングケースの提示を目指した実証的共同研究（以下「共同研究」という。）の実施が提言されたことを踏まえ、平成30年度から、各府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各府省と共有し、EBPMの実践を後押しするため、総務省、各府省及び学識経験者が連携して共同研究を実施している。

令和3年度は、「農山漁村振興交付金」及び「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果」の二つを題材として実施した。これらの概要については、以下のとおりである。

なお、これらの結果報告書については、次のホームページ（総務省行政評価局が取り組むEBPM）で公表している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html)

(7) 「農山漁村振興交付金」に関する共同研究の概要

農山漁村振興交付金（以下「本交付金」という。）は、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、その時々々の要請に合わせたメニューをそろえ、農山漁村を総合的に支援するものである。そのため、支援対象事業の内容や範囲は様々であり、本交付金全体として統一的な効果把握が困難な状況となっていた。

そこで、本共同研究では、本交付金が農山漁村の活性化等にどのように寄与しているのか等について検証を行った。具体的には、農林業センサスとアンケート調査とを組み合わせた統計分析により、「本交付金の事業実施主体（介入対象者）が主に影響を与える農業集落」と「当該農業集落と類似する介入対象者の影響がない農業集落」との比較分析を行うことで、本交付金の政策効果を定量的に検証するとともに、本交付金に係る農林水産省の担当者や介入対象者へのヒアリング等を通じて、効果に差異を及ぼす可能性があると考えられる要素

等について仮説を設定し、それを分析することで、本交付金の効果を高めるための方策を検討した。

その結果、本交付金の政策効果として、6次産業化に取り組む農業経営体数や雇用のある農業経営体数等が向上することが確認された。また、本交付金の効果を高めるための方策として、事業申請時における事業実施方法の具体化や、事業運用時における地域内外との交流の促進等が考えられることが明らかとなった。

また、EBPMの実践に関して、本交付金のように、介入対象者と課題解決のための変化が生じる必要のある対象（農山漁村）とが異なる場合には、目的達成までのステップを整理することが重要であることや、事業の改善につながる評価・分析を実施するためには、実際の政策運用プロセスや現場の実態からかい離したものにならないよう、実際に政策を運用している職員が現場で実感している課題等を把握した上で調査を設計することが重要であること等の示唆が得られた。

(イ) 「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果」に関する共同研究の概要

グローバル化の進展により、グローバル社会に対応できる教師の育成が重要となっている。文部科学省が実施している日本人学校等の在外教育施設への教師の派遣はこうした目的にも資する事業と考えられるが、当該派遣が教師の資質・能力等の向上にどのように寄与しているかについて必ずしも定量的に明らかとなっていないため、本共同研究を通じて明らかにすることとした。

具体的には、在外教育施設への派遣経験のある教師及び派遣経験のない教師を対象としたアンケートや、派遣経験のある教師に対する派遣先での具体的な活動内容等に関するヒアリング等を行い、在外教育施設への派遣によってどのような資質・能力等が向上しているのかについて検証した。また、定量的な分析に使用できるデータがない中で確かな結果を導き出すため、調査の設計段階から外部有識者の知見を積極的に活用した。

その結果、派遣経験のある教師は、派遣経験のない教師と比較して、カリキュラム・マネジメント能力及び多文化・多言語環境における指導能力を高めている傾向が確認された。また、派遣中に、生活状況や帰国後に必要な支援について派遣元の教育委員会とコミュニケーションを取っている場合には効果が高まる傾向があることが明らかとなった。一方で、派遣先の文化や習慣に戸惑う経験があると、効果が低くなる傾向がみられた。これらの結果を踏まえ、派遣先の文化や習慣に戸惑う教師に対しては、派遣中に教育委員会とコミュニケーションを取る機会を設け、生活レベルでの不安を軽減することによって派遣の効果が高まる可能性があること等の示唆が得られた。

また、EBPMの実践に関して、調査の設計段階から積極的に外部有識者の知見を活用することがより良いエビデンスを得る上で重要であること、効果検証に使用できるデータを日常的な活動の中で無理なく集められるようにするこ

とで、関係者の負担を軽減しながら質の高い効果検証につなげることができること等の示唆が得られた。

イ 行政評価局アドバイザーによる助言

行政評価局では、各府省におけるEBPMの実践を後押しする取組として、EBPMに関して造詣が深く、かつ、各府省の実情にも通じ、実務的な観点から意見を頂ける有識者を「行政評価局アドバイザー」として委嘱している（表1）。行政評価局アドバイザーには、共同研究に関する有識者会合などを通じて、行政評価局のEBPMの取組について意見を頂くほか、各府省の求めに応じて、それらの府省の事務事業等に係るEBPMについてもアドバイスいただいている。

表1 行政評価局アドバイザー一覧（EBPM関係）

氏名	所属
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
亀井 善太郎	PHP総研主席研究員 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授
小林 庸平	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員
富田 誠	東海大学教養学部准教授
南島 和久	龍谷大学政策学部教授
深谷 健	武蔵野大学法学部教授
三輪 哲	東京大学社会科学研究所教授

（50音順。令和4年3月31日現在）

2 各府省の政策評価担当者等に対する研修について

総務省は、法第20条に基づき、政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等に資するため、各府省や地方公共団体の政策評価担当者等を対象として、政策評価に関する研修（政策評価に関する統一研修）を毎年度実施しており、令和3年度は講義型及び演習型の研修を実施した。

講義型研修は、オンラインにより講義を配信する形で、これまで地域ごとに開催していた地方研修を本省の中央研修に統合して実施した。研修では、政策形成・評価におけるEBPMの実践の重要性に鑑み、EBPMの基本的な考え方や理論、その実践方法や具体的な取組事例等について講義を行った。

演習型研修は、規制の政策評価に係る研修を2回実施し、そのうち1回は、初めてオンラインにより開催した。研修では、規制の政策評価に関する基本的な内容に関する講義の後、各府省が実施した規制の評価事例等を参考に、参加者が複数のグループに分かれて費用や効果の定量化に取り組むグループワークを実施した。

研修の概要については、次のホームページ（政策評価に関する研修等）で公表している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_forum.html)

図1 令和3年度政策評価に関する統一研修の様子



講義型研修の様子（令和4年1月）



演習型研修の様子（令和3年12月）